

福山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市教育委員会教育長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2024年（令和6年）3月26日

福山市監査委員 林 浩 二
福山市監査委員 山 下 清
福山市監査委員 池 上 文 夫
福山市監査委員 連 石 武 則

2023年度（令和5年度）監査における指摘事項の措置通知

教育委員会 管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>学校再編推進室</p> <p>物品購入事務について</p> <p>当該事務は、学校再編推進室が担当する再編後の新しい学校に必要な物品の購入を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>物品の購入に当たり、同一品の分割発注があったため、福山市契約規則等に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>物品の購入については、2023年（令和5年）12月から、福山市契約規則等に基づき、同一品は一括で計画的に発注するよう改めた。</p>